



2022年5月26日

各 位

会 社 名 日本精化株式会社
代表取締役 矢野 浩史
執行役員社長
(コード番号 4362 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画室長 大倉 義弘
(TEL. 06-6231-4781)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の当社第154回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り変更を行うものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとることを定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定することができるようにする為、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となる為、これを削除するものであります。

④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

- (2) 当社においては、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離する為に執行役員制度を導入しておりますが、この度、取締役の員数につきまして、将来の成長を踏まえた適正な員数とする為、現行定款第 18 条（取締役の員数）に規定する 11 名以内を変更案第 19 条（取締役の員数）に規定する 9 名以内に変更を行うものであります。
- (3) 当社のコーポレートガバナンス体制に合わせて、相談役制度を廃止することに伴い、相談役を規定する現行定款第 20 条（代表取締役および役付取締役）を変更案第 21 条（代表取締役及び役付取締役）に変更を行うものであります。
- (4) 取締役会の柔軟な運営を可能とする為に、現行定款第 23 条（取締役会の招集権者および議長）を変更案第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）に変更を行うものであります。
- (5) 取締役及び監査役として有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備する為、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 27 条（取締役の責任免除）第 2 項を変更案第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項に、現行定款第 35 条（監査役の責任免除）第 2 項を変更案第 36 条（監査役の責任免除）第 2 項に変更を行うものであります。なお、変更案第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (6) 現行定款第 38 条（自己株式の取得）を移設して、変更案第 8 条（自己株式の取得）とし、これに伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- (7) その他、用語、項番等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・定款変更の為の株主総会開催日 | 2022 年 6 月 23 日（予定） |
| ・定款変更の効力発生日 | 2022 年 6 月 23 日（予定） |

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 精製樟脳、再製樟脳、樟脳油、医薬品、化学製品、工業薬品<u>および</u>香料の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(2) 樹脂、精油、塗料、油脂製品<u>および</u>食品関係製品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(3) 医薬部外品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(4) 化粧品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(5) 化学肥料<u>および</u>農業薬品の製造、販売<u>ならびに</u>問屋業</p> <p>(6) 前各号関連品の輸出入</p> <p>(7) 樟樹その他の植林</p> <p>(8) 不動産の利用、管理、売買<u>および</u>賃貸</p> <p>(9) 有価証券の保有利用</p> <p>(10) 前各号に関連<u>および</u>附帯する業務<u>ならびに</u>投資</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>《現行定款第38条より移動》</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 精製樟脳、再製樟脳、樟脳油、医薬品、化学製品、工業薬品<u>及び</u>香料の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(2) 樹脂、精油、塗料、油脂製品<u>及び</u>食品関係製品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(3) 医薬部外品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(4) 化粧品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(5) 化学肥料<u>及び</u>農業薬品の製造、販売<u>並びに</u>問屋業</p> <p>(6) 前各号関連品の輸出入</p> <p>(7) 樟樹その他の植林</p> <p>(8) 不動産の利用、管理、売買<u>及び</u>賃貸</p> <p>(9) 有価証券の保有利用</p> <p>(10) 前各号に関連<u>及び</u>附帯する業務<u>並びに</u>投資</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第<u>8</u>条 取締役会の決議により、市場取引等による</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第<u>8</u>条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>および</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第<u>9</u>条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>10</u>条 当会社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>11</u>条 当会社は株主名簿管理人をおく。 ②株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これ</p>	<p>自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第<u>9</u>条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第<u>10</u>条 当会社の株主は、「株式取扱規則」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>11</u>条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>12</u>条 当会社は株主名簿管理人をおく。 <u>2</u> 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所</p>

現行定款	変更案
<p>を公告する。</p> <p>③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第12条、第13条（条文省略）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>《新設》</p>	<p>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第13条、第14条（現行どおり）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたる順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>《削除》</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 <u>16</u> 条 株主総会の決議は法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②<u>会社法</u>第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 <u>17</u> 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②<u>株主</u><u>または</u>代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 <u>18</u> 条 当社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 <u>19</u> 条</p>	<p><u>2</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 <u>17</u> 条 株主総会の決議は法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2</u> <u>会社法</u>第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 <u>18</u> 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>2</u> <u>株主</u><u>又は</u>代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 <u>19</u> 条 当社の取締役は <u>9</u> 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 <u>20</u> 条</p>

現行定款	変更案
<p>取締役は株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役会の決議により相談役若干名を選定することができる。</p> <p>第21条、第22条（条文省略）</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は法令に別段定めある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>取締役は株主総会において選任する。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2</u> 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条、第23条（現行どおり）</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p><u>2</u> 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>

現行定款	変更案
<p>第 24 条 取締役会招集の通知は会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 取締役会招集の通知は会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「<u>取締役会規則</u>」による。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 29 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 31 条、第 32 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査役会招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 32 条、第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 監査役会招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の場合には更にこれを短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 36 条（条文省略）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 37 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>②前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 38 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領さ</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 37 条（現行どおり）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 38 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>《変更案第 8 条へ移動》</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領さ</p>

現行定款	変更案
<p>れないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払配当金には利息をつけない。</p> <p>《新設》</p>	<p>れないときは、当会社はその支払義務を免れる<u>ものとする</u>。</p> <p><u>2 未払配当金には利息をつけない。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>